

# 令和8年度 磐田市特定事業場等水質分析検査業務委託 仕様書

## 1. 業務の目的

磐田市の下水道は、下水道法及び磐田市下水道条例により下水道の水質規制を行っており、公共下水道の水質保全及び下水道施設の適切な維持管理を継続するために、特定事業場等の水質を定期的に把握することを目的としている。

## 2. 適用範囲

本仕様書は、磐田市（以下「甲」という。）が委託する「令和8年度磐田市特定事業場等水質分析検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

## 3. 業務内容

乙は本業務を実施するにあたり、下水道法及び関係する法令等を遵守すること。

### （1） 定期の水質検査

#### ① 検査項目及び頻度

別紙1「特定事業場等水質分析検査内訳書」及び別紙2「特定事業場別検査詳細」に定める。ただし、甲と乙で協議したうえで変更することができる。

#### ② 採水箇所

別紙2「特定事業場別検査詳細」のとおり

#### ③ 試料の採取（受領）

試料の採取は乙が行うこととする。

ただし、採取日程、採取地点、試料容器の種類及び本数、採取（受領）方法等について、甲と乙が事前協議を経たうえで決定した場合、この限りではない。

#### ④ 試料の運搬

乙は試料を破損防止の措置を施し、必要に応じて保冷箱等で保冷し、速やかに検査所に運搬する。

### （2） 臨時の水質検査

突発的に発生した水質汚染等により、臨時の水質検査が必要な際の試料採取は、双方協議のうえ決めるものとする。

乙は、速やかに検査を行い、結果については電話及びファクシミリ等により報告するものとする。

この場合の費用は、甲と乙で協議のうえ決定する。

4. 検査結果の報告

乙は、計量業務完了後、計量証明書等を作成し、遅滞なく甲に提出する。

5. 検査方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）」に規定する検査方法で行う。

6. 排除基準等に適合しない場合の対応

乙は、実施した水質検査において、水質基準等に適合しない項目が生じた場合には、電話等により速やかに甲へ報告するものとする。

また、乙は甲の要請により、必要に応じて採取及び再検査を行うものとする。この場合の費用は、甲と乙で協議のうえ決定する。

7. 検査施設への立入調査

甲は乙に対し次の事項について確認するため、随時に検査施設への立入調査を実施できるものとする。

8. 秘密の保持

乙は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

ただし、事前に甲に公開の同意を得ている場合及び「個人情報の保護に関する法律」等の法令に基づく合法的な開示請求があった場合は、この限りではない。

9. 契約外の事項

この特記仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、甲乙協議する。

## 特定事業場等水質分析検査 内訳書

## 1. 水質分析

	項目	検体数
		事業場
1	外観	74
2	温度 ( °C )	74
3	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	7
4	水素イオン濃度	74
5	生物化学的酸素要求量	56
6	浮遊物質	56
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
7	鉱油類	39
8	動植物油脂類	64
9	窒素含有量	1
10	燐含有量	0
11	よう素消費量	40
12	カドミウム及びその化合物	0
13	シアン化合物	3
14	有機燐化合物	5
15	鉛及びその化合物	9
16	六価クロム化合物	8
17	ひ素及びその化合物	1
18	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1
19	アルキル水銀化合物	0
20	ポリ塩化ビフェニル	1
21	トリクロロエチレン	5
22	テトラクロロエチレン	2
23	ジクロロメタン	0
24	四塩化炭素	0
25	1,2-ジクロロエタン	0
26	1,1-ジクロロエチレン	0
27	シス-1,2-ジクロロエチレン	0
28	1,1,1-トリクロロエタン	4
29	1,1,2-トリクロロエタン	1
30	1,3-ジクロロプロペン	0
31	チウラム	0
32	シマジン	0
33	チオベンカルブ	0
34	ベンゼン	3
35	セレン及びその化合物	0
36	ほう素及びその化合物	1
37	ふっ素及びその化合物	9
38	1,4-ジオキサン	0
39	フェノール類	1
40	銅及びその化合物	11
41	亜鉛及びその化合物	18
42	鉄及びその化合物	16
43	マンガン及びその化合物	2
44	クロム及びその化合物	18
45	ニッケル及びその化合物	20
	合計	624



特定事業場等水質分析検査 内訳書

1. 水質分析

	項目	検査数	単価	金額
1	外観	74		0
2	温度 ( °C )	74		0
3	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	7		0
4	水素イオン濃度	74		0
5	生物化学的酸素要求量	56		0
6	浮遊物質	56		0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
7	鉱油類	39		0
8	動植物油脂類	64		0
9	窒素含有量	1		0
10	燐含有量	0		0
11	よう素消費量	40		0
12	カドミウム及びその化合物	0		0
13	シアン化合物	3		0
14	有機燐化合物	5		0
15	鉛及びその化合物	9		0
16	六価クロム化合物	8		0
17	ひ素及びその化合物	1		0
18	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1		0
19	アルキル水銀化合物	0		0
20	ポリ塩化ビフェニル	1		0
21	トリクロロエチレン	5		0
22	テトラクロロエチレン	2		0
23	ジクロロメタン	0		0
24	四塩化炭素	0		0
25	1,2-ジクロロエタン	0		0
26	1,1-ジクロロエチレン	0		0
27	シス-1,2-ジクロロエチレン	0		0
28	1,1,1-トリクロロエタン	4		0
29	1,1,2-トリクロロエタン	1		0
30	1,3-ジクロロプロペン	0		0
31	チウラム	0		0
32	シマジン	0		0
33	チオベンカルブ	0		0
34	ベンゼン	3		0
35	セレン及びその化合物	0		0
36	ほう素及びその化合物	1		0
37	ふっ素及びその化合物	9		0
38	1,4-ジオキサン	0		0
39	フェノール類	1		0
40	銅及びその化合物	11		0
41	亜鉛及びその化合物	18		0
42	鉄及びその化合物	16		0
43	マンガン及びその化合物	2		0
44	クロム及びその化合物	18		0
45	ニッケル及びその化合物	20		0
	合計	624		0

## 2. 採取費

	調査時期・調査箇所数	採取費単価	金額
5月	2箇所採水(2事業場等)		
6月	1箇所採水(1事業場等)		
7月	19箇所採水(19事業場等)		
8月	4箇所採水(4事業場等)		
9月			
10月	23箇所採水(21事業場等)		
11月	2箇所採水(2事業場等)		
12月			
1月	22箇所採水(18事業場等)		
2月	1箇所採水(1事業場等)		
	合計		

項目	金額
1. 水質分析+2. 採取費=見積金額	